

会員利用規約

社会福祉法人愛の園福祉会

幼保連携型認定こども園

なおいりこども園付設

なおいり児童クラブ



なおいり児童クラブ会員利用規約

〈名 称〉

第1条 クラブの名称を「なおいり児童クラブ」（以下、本クラブと称する。）とする。

〈所 在〉

第2条 〒878-0402 大分県竹田市直入町大字長湯 8195 番地 28
なおいりこども園に事務所を置く。

〈目 的〉

第3条 本クラブは平成9年の児童福祉法の改正により、放課後児童育成事業として法律上に位置づけられ、第2種社会福祉事業として行うもので、女性の社会進出の一助や家庭環境の変化に柔軟に対応し、子ども達の健全育成、安全の確保を図ることを目的とする。

〈入会資格〉

第4条 本クラブに入会できる者は、竹田市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定に定めるほか、本クラブの趣旨と環境に賛同し、精神的、身体的に健康な状態であり、本クラブの必要とする書類に記入・提出をし、本クラブが入会を認めた者（以下、会員という。）とする。
但し、諸事情を考慮し本クラブが了承した場合は、その限りではない。

〈利用条件及び順守事項〉

第5条 会員の保護者は、本クラブと相互関係にあり、本クラブの諸行事やスムーズな運営を行う上での要請に対しては、特別な事情がない限り、その責務を負うものとする。

- 2 保護者は、本クラブとの相互関係維持に努め、会員全員の安全と健全育成のために協力しなくてはならない。
- 3 会員は本クラブの活動中、支援員等職員の指示に従わなければならない。
指示に従わずルールを乱す行為や、他の会員の迷惑となる行為等が顕著な場合は、利用契約を解除する場合がある。
- 4 会員が故意または重大な過失により傷害事故を起こしたり、施設や器具备品等に損害を与えた場合は、それを賠償しなければならない。
- 5 本クラブは、会員の利用にあたっては放課後児童健全育成の目的に則り、安全確保の担保が不確定な児童の処遇については、保護者との協議を必要とする。

〈退会・休会〉

第6条 毎年12月～1月中に次年度継続及び新規利用の意思を確認し、2月上旬までに申込を受け付ける。尚、退会・休会をする場合は、本クラブ職員に申し出ること（提出書類有）。

〈除 名〉

第7条 本クラブは会員や、その保護者が本規約の違反や名誉を損なう等、会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

- 2 入会後であっても本クラブと保護者との相互関係維持が困難と判断した場合は、本クラブの意思により退会の手続きをとることができる。
- 3 本クラブにおいて2カ月以上利用料等の納入がない場合は、退会手続きを行うことができる。

〈利用料、延長利用料、諸経費の支払い〉

第8条 本クラブの定める利用料及び延長利用料、諸経費を所定の方法で本クラブに支払わなければならない。

種類、金額、支払期限及び支払方法は、本クラブが定めるものとする。

2 利用料及び延長利用料、諸経費は、**別表**のとおりとする。

3 退会・休会の申し出がない限り、利用料・諸経費は納入しなければならない。

〈保 険〉

第9条 会員は本クラブが定める団体傷害保険に加入する。

〈負傷時の処置〉

第10条 会員が本クラブの活動中に負傷した場合は、職員が応急処置を施すが、その後の治療、入院及び通院については、保護者の責任において行うものとする。

〈責任の範囲〉

第11条 本クラブ管理下において通常活動時の事故や傷害については、本クラブがその責任を負うものとする。

但し、補償は傷害保険の範囲とする。

2 しかし、その責任範囲を逸脱する場所、行動及び指示に従わなく発生した事故や傷害においてはこの限りではない。

〈休業・廃業〉

第12条 本クラブは、天変地異、社会情勢の変化、その他本クラブの活動維持が困難となる事由が生じた時は、本クラブを廃業または一時的に休業することができる。

〈利用料等の改定〉

第13条 本クラブは、「なおいり児童クラブ運営管理規程」及び本規約に基づいて、会員が負担すべき利用料及び延長利用料、諸経費を社会情勢の変化、指導環境の変化に応じて改定するものとする。

〈細 則〉

本規約に定めしていない事項及び運営上必要な細則は、本クラブが別に定めるものとする。

〈規約改定〉

本規約の改定及び変更は、本クラブの定めるものとし、その効力は会員並びにその保護者全てに及ぶものとする。

別表

1. 利用料及び延長利用料、諸経費

利 用 料	基本月額 1人 3,500円	1日利用 : 500円～×7日で3,500円	
	兄弟児基本月額 1人 3,000円	(6日 3,000円)	
	1日開所日利用加算	1会員当たり 300円 ☆土曜日・学校休校日・長期休業日(夏休みは7月)	
	夏休み8月加算	1会員当たり 2,500円を加算	
延 長 利 用 料	平日利用	18:00～18:30	300円
		18:30～19:00	600円
	土曜・学校休校日・ 長期休業の1日利用	7:30～8:30	当分の間 0円
		17:30～18:00	当分の間 0円
		18:00～18:30	300円
		18:30～19:00	600円
		重要 8時前からの利用及び18時以降の利用を予定される場合は、必ず事前に職員へ申し出てください。	
諸経費	館外活動等における実費(事前にお知らせします)		

2. 本クラブは、上記費用の支払いを受けた場合は、利用料袋の領収印をもって領収の証とする。

付 則

(施行日)

本規約は、平成19年4月1日より施行するものとする。

(改正)

本規約は、平成27年4月1日より施行するものとする。

本規約は、平成28年4月1日より施行するものとする。

本規約は、平成29年4月1日より施行するものとする。

本規約は、平成31年4月1日より施行するものとする。

